

2025 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 オ リ オ ン ビ ー ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 野 一
執 行 役 員 社 長 C E O

(コード番号: 409A 東証プライム市場)

問 合 せ 先 執行役員 コーポレートバリュー・
ク リ エ ー シ ョ ン 本 部 長 土谷 徳睦

(TEL. 098-911-5232)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 8 月 21 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 21,672,400 株
(2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区大手町 2 丁目 2 番 2 号
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合
11,052,900 株

Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George
Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
CJP MC Holdings, L.P.
10,619,500 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社 S B I 証券及び松井証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。引受価額は売出価格と同時に決定される。

なお、本株式売出しに係る株式数の一部は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及び S M B C 日興証券株式会社（以下、「共同主幹事会社」と総称する。）の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。

- (4) 売 出 価 格 未定（売出価格の決定にあたり、2025 年 9 月 8 日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 9 月 16 日に決定する。）

- (5) 申 込 期 間 2025 年 9 月 17 日（水曜日）から
2025 年 9 月 22 日（月曜日）まで

(6) 申 込 株 数 単 位 100 株

(7) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 9 月 25 日 (木曜日)

(8) 前項各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他この株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。

(9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,250,800 株（上限）
売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025 年 9 月 16 日（売出価格等決定日）に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
野村證券株式会社 3,250,800 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における売出価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 親引けの件

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、引受人に対し、上記1. の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社沖縄銀行	取得金額 500,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	地元金融機関との関係構築のため
株式会社琉球銀行	取得金額 500,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	地元金融機関との関係構築のため
琉球海運株式会社	取得金額 500,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
株式会社沖縄海邦銀行	取得金額 300,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	地元金融機関との関係構築のため
オリオンビール従業員持株会	取得金額 106,500 千円を上限として要請を行う予定であります。	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 21,672,400 株
オーバーアロットメントによる売出し
3,250,800 株
(※)
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 9 月 9 日（火曜日）から
2025 年 9 月 12 日（金曜日）まで
- (3) 価 格 決 定 日 2025 年 9 月 16 日（火曜日）
(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025 年 9 月 17 日（水曜日）から
2025 年 9 月 22 日（月曜日）まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 9 月 25 日（木曜日）

(注) 上記（１）に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部は、共同主幹事会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びCJP MC Holdings, L.P.（以下、「貸株人」と総称する。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、3,250,800 株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2025 年 10 月 22 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、2025 年 9 月 25 日から 2025 年 10 月 22 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、会社経営に対する基本的方針である ORION WAY に基づき、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、剰余金の配当等を安定的かつ継続的に実施することを基本方針と定めております。具体的には、以下のとおり定めております。

- ①年間配当に係る指標と目標水準として、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした「配当性向 50%」「DOE（株主資本配当率：配当総額÷株主資本） 7.5%」とし、それぞれ計算された結果の高い金額を各期の配当金額とする。
- ②配当は中間及び期末の年 2 回とする。
- ③中間配当の金額は、親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額をベースに算出した年間配当金額の半分とする。
- ④中間配当及び期末配当の決定機関は取締役会とする。
- ⑤成長投資や財務健全性を勘案しつつ、自己株式取得を含めた追加的な株主還元を機動的に検討・実施する。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資資金として投入していくこととしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

(配当実績と今後の配当方針)

第68期（2025年3月期）に係る配当実績と、決議済の第69期（2026年3月期）の配当方針は以下のとおりです。

種類	決議年月日 決議機関	効力発生日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
期末	2025年6月27日 定時株主総会	2025年3月31日	3,673	90
中間	2025年8月8日 取締役会	2025年9月30日	配当性向50%、DOE7.5%	※
期末	2025年8月8日 取締役会	2026年3月31日	配当性向50%、DOE7.5%	※

※ 年度換算の水準での支払いとなります

なお、前述のとおり、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして「配当性向 50%」「DOE（株主資本配当率） 7.5%」を目標水準と定めていることから、一時的な利益計上等により、毎期の配当金額は一定とはならず、期毎に変動する可能性があります。2025年8月8日の取締役会では、2026年3月期における配当方針について、2026年3月期に発生した保有不動産の売却等に伴う特別利益を含む親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額を用いて配当金額を算出する旨、決議しております。

また、前述のとおり、中間配当の金額は、親会社株主に帰属する当期純利益の通期予想金額をベースに算出した年間配当総額の半分とする方針です。このため、通期の親会社株主に帰属する当期純利益の予想金額が期中に変動・修正あるいは通期実績との間で乖離した場合は、期末の配当金額は中間配当金額と同額とならない可能性があります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	11,461.62 円	84.96 円	103.78 円
1 株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	5,800.00 円 (- 円)	8,600.00 円 (- 円)	90.00 円 (- 円)
実績配当性向	50.6%	50.6%	86.7%
自己資本当期純利益率	17.8%	26.9%	38.0%
株主資本配当率	4.3%	13.6%	24.7%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、2024 年 9 月 13 日付で株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、2024 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記 3. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2023 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023 年 3 月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	57.31 円	84.96 円	103.78 円
1 株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	29.00 円 (- 円)	43.00 円 (- 円)	90.00 円 (- 円)

3. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びCJP MC Holdings, L.P.並びに当社株主であるアサヒビール株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、Patric Dougan、オリオンビール従業員持株会、嘉手苅義男、村野一、與那嶺清、吹田龍平太、檜原忠、亀田浩、高江洲守、土谷徳睦、廣瀬光雄、柳内和子、石井芳典、成重剛、玉木裕、樽岡誠、平良昭、矢沼恵一、上原三成及び湖東彰彦は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年3月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記1. の引受人の買取引受による株式売出し、上記2. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの行使に基づき当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。